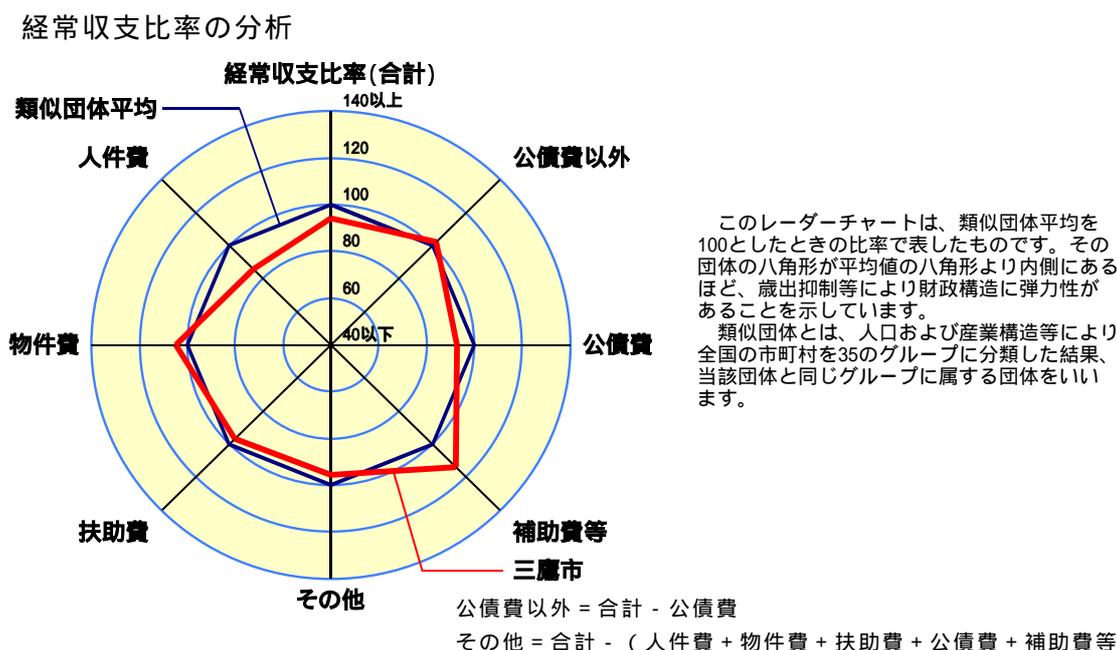


## 7 歳出比較分析表

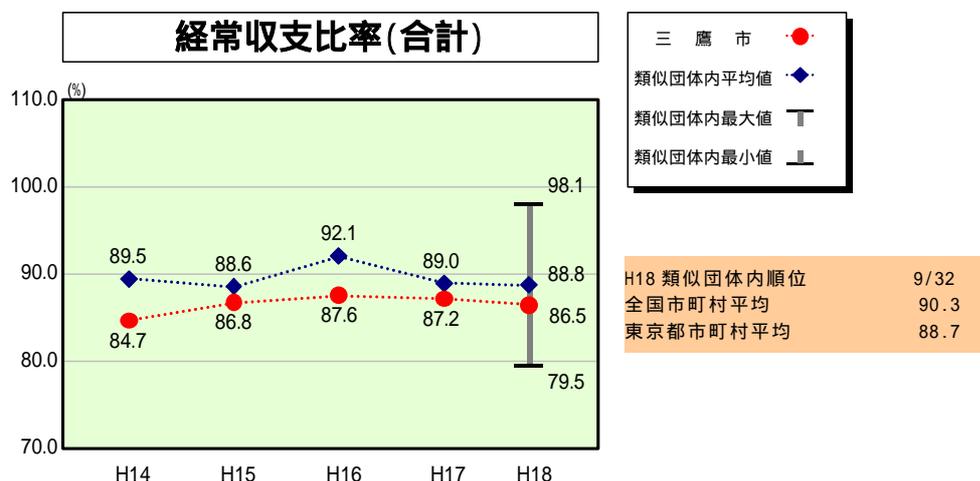
歳出比較分析表は、普通会計における歳出の性質に着目し、経常収支比率、人件費及び人件費に準ずる費用、公債費及び公債費に準ずる費用、普通建設事業費の4項目について、類似団体との比較結果を分かりやすくレーダーチャート等を用いて図示するとともに、その結果について、各団体における要因及び指標の改善に向けた取り組みなどを公表するもので、平成18年度決算から新たに作成されることとなったものです。

なお、前掲の「6 財政比較分析表」と同様に、各団体の分析表は、ホームページで見ることができます。

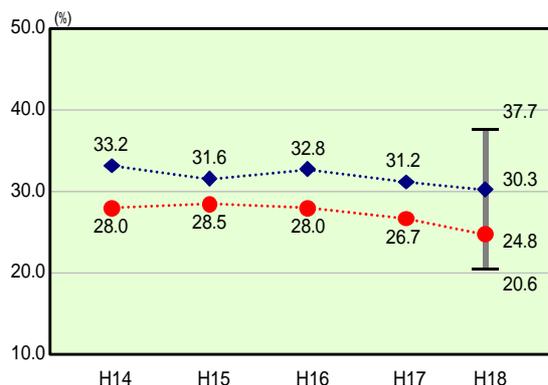
【図 - 11】三鷹市歳出比較分析表（平成18年度決算）



経常収支比率は、人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の経常経費に、地方税、地方譲与税を中心とした経常一般財源がどの程度充当されたかをみる指標です（153 ページ参照）。歳出比較分析表では、経常収支比率（合計）、経常収支比率のうち人件費分、物件費分、扶助費分、公債費分、補助費等分、公債費以外分、その他分の8区分に分けて分析しています（151 ページに掲載している決算カードの「性質別歳出」のうち、「経常経費充当一般財源等」及び「経常収支比率」の欄を参照してください。）



### 人件費

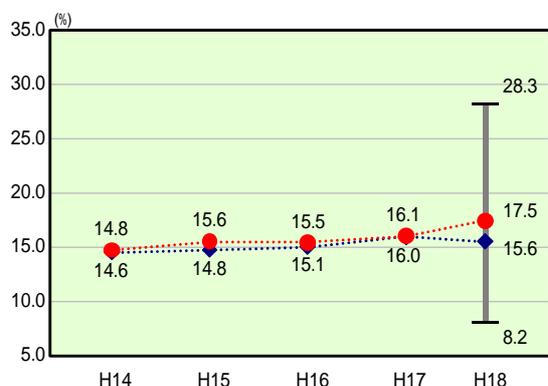


H18 類似団体内順位	2/32
全国市町村平均	28.2
東京都市町村平均	28.1

### 【人件費】

三鷹市は、以前から職員数を低く抑えてきましたが、平成8年度以来、行財政改革に取り組み、職員定数の見直しを継続的に実施してきました。平成12年度以後は、給料や諸手当の全般にわたって見直しを図り、給与水準の適正化に努めているところです。今後とも、職員数と給与の両面の見直しを検討・実施し、人件費の適正化に努めていきます。

### 物件費

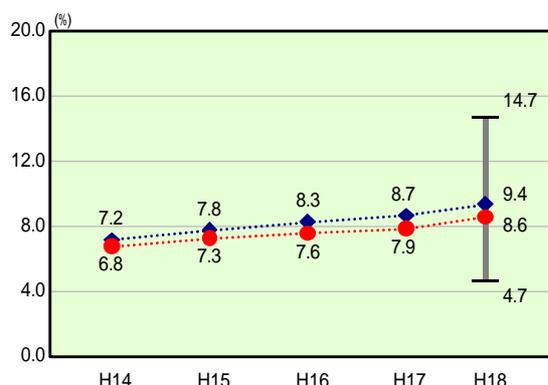


H18 類似団体内順位	25/32
全国市町村平均	12.9
東京都市町村平均	15.9

### 【物件費】

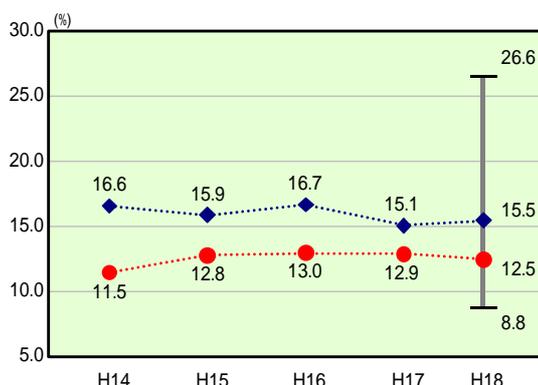
三鷹市では、「三鷹市行財政改革アクションプラン2010」に基づき、公立保育園の民営化やごみ収集業務の民間委託化をはじめとする事業の民営化・委託化を推進しており、人件費の比率が低い一方で、物件費に係る経常収支比率がほぼ全国平均水準で推移してきました。なお、平成18年度は、コミュニティ・センターへの指定管理者制度導入による補助費等からの組替えなどにより、前年度に比べて物件費に係る経常収支比率が高くなりました。

### 扶助費



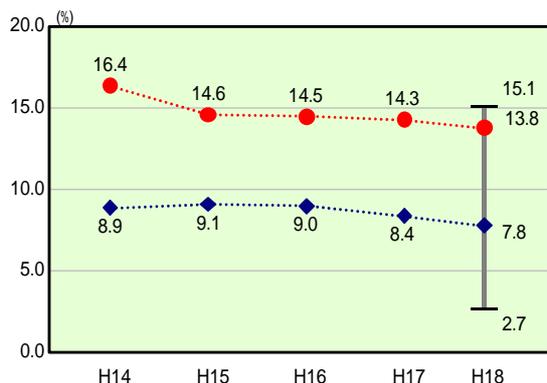
H18 類似団体内順位	13/32
全国市町村平均	8.6
東京都市町村平均	10.1

### 公債費



H18 類似団体内順位	10/32
全国市町村平均	19.8
東京都市町村平均	11.9

### 補助費等

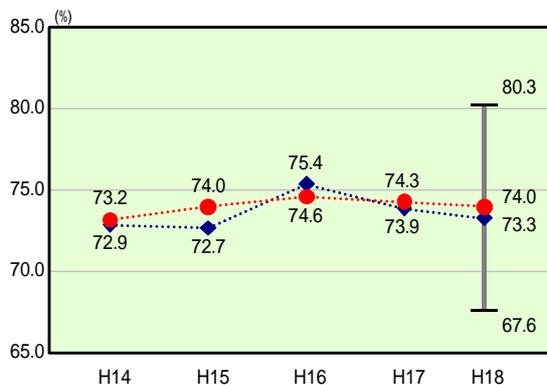


H18類似団体内順位	29/32
全国市町村平均	10.2
東京都市町村平均	12.4

### 【補助費等】

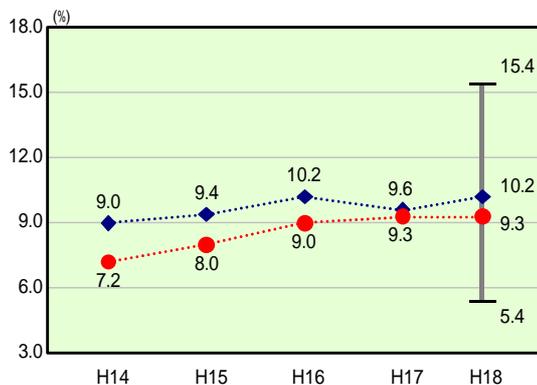
補助費等に係る経常収支比率が高くなっているのは、コミュニティ・センターにおける施設運営や事業活動を住民協議会が行うなど、事業実施における市民・NPO・事業者等との協働を推進しているためです。また、東京都内の市町村では、ごみ処理を一部事務組合で行う例が多いことや、常備消防事務の負担金を東京都に支出していることも、要因となっています。なお、平成18年度は、指定管理者制度の導入により、補助費等から物件費への組替えがあったため、前年度に比べて補助費等に係る経常収支比率が減少しました。

### 公債費以外



H18類似団体内順位	16/32
全国市町村平均	70.5
東京都市町村平均	76.8

### その他



H18類似団体内順位	8/32
全国市町村平均	10.6
東京都市町村平均	10.3

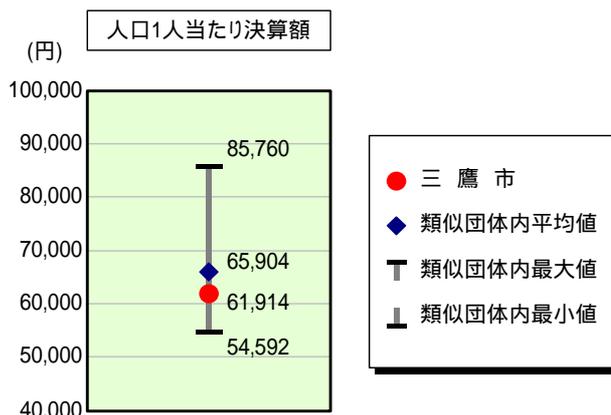
公債費以外 = 合計 - 公債費

その他 = 合計 - (人件費 + 物件費 + 扶助費 + 公債費 + 補助費等)

(「その他」の主なものは、繰出金です。)

## 人件費及び人件費に準ずる費用の分析

性質分類上の人件費だけでなく、物件費に含まれる臨時職員の賃金や、補助費等に含まれる公営企業等に対する繰出金のうちの人件費相当分など、人件費に準ずる費用も含めた実質的な人件費の合計から、退職金を除いた決算額の人口1人当たりの額を示しています。



人件費及び人件費に準ずる費用

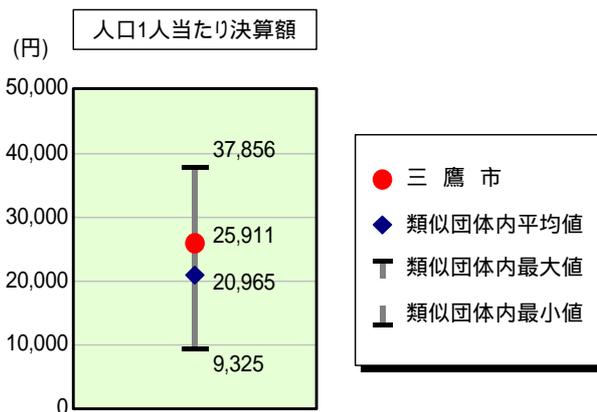
	三鷹市決算額 (千円)	人口1人当たり決算額		
		三鷹市 (円)	類似団体平均 (円)	対比 (%)
人件費	10,597,307	61,277	64,657	5.2
賃金 (物件費)	262,657	1,519	2,650	42.7
一部事務組合負担金 (補助費等)	95,725	554	1,036	46.5
公営企業 (法適) 等に対する繰出し (補助費等)	-	-	866	-
公営企業 (法適) 等に対する繰出し (投資及び出資金・貸付金)	-	-	19	-
公営企業 (法非適) 等に対する繰出し (繰出金)	405,889	2,347	2,381	1.4
事業費支分に係る職員の人件費 (投資的経費)	102,853	595	964	38.3
退職金	757,082	4,378	6,668	34.3
合計	10,707,349	61,914	65,904	6.1

参考

	三鷹市	類似団体平均	対比 (差引)
人口1,000人当たり職員数 (人)	5.70	6.27	0.57
ラスバイレス指数	103.9	101.3	2.6

## 公債費及び公債費に準ずる費用の分析

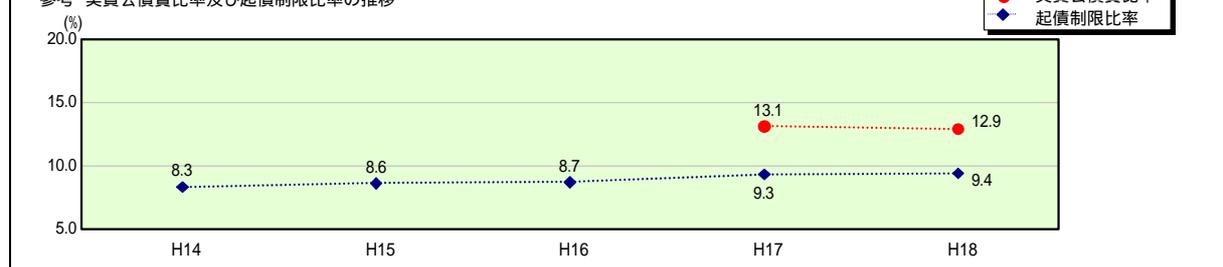
性質分類上の公債費に公債費に準ずる費用も含めた実質的な公債費の人口1人当たりの額を示しています。



公債費及び公債費に準ずる費用 (実質公債費比率の構成要素)

	三鷹市決算額 (千円)	人口1人当たり決算額		
		三鷹市 (円)	類似団体平均 (円)	対比 (%)
公債費充当一般財源等額 (繰上償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く。)	4,776,820	27,621	29,599	6.7
満期一括償還地方債の一年当たりの元金償還金に相当するもの (年度割相当額) 等	-	-	38	-
公営企業債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	451,103	2,608	7,761	66.4
一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金に充当する一般財源等額	202,470	1,171	1,296	9.6
債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるものに充当する一般財源等額	931,915	5,389	2,458	119.2
一時借入金利息 (同一団体における会計間の現金運用に係る利息は除く)	-	-	7	-
地方債に係る元利償還金及び準元利償還金に要する経費として 普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額	1,881,334	10,879	20,194	46.1
合計	4,480,974	25,911	20,965	23.6

参考 実質公債費比率及び起債制限比率の推移



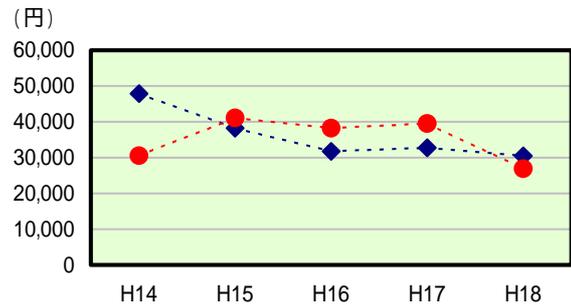
## 普通建設事業費の分析

普通建設事業費(道路、橋梁、学校、庁舎等の公共施設の新増設や、その用地取得のために使われる経費)の人口1人当たりの決算額を示しています。

この決算額が平成18年度に大きく減少したのは、三鷹駅南口駅前広場整備事業や三鷹ネットワーク大学整備事業が前年度に終了したためです。

今後は、公共施設の計画的な維持・保全を行う「ファシリティ・マネジメント」の確立に向けた取り組みとともに、公共施設の整備と再配置や、学校、コミュニティ・センター、保育園等の計画的な耐震化など、環境保全や経済性に配慮した都市構造・都市空間の「更新・再生」に向けた着実な取り組みを進めていきます。

人口1人当たり決算額の推移



● 三鷹市      ◆ 類似団体平均値

### 普通建設事業費

	三鷹市決算額 (千円)	人口1人当たり決算額				
		三鷹市(円)	増減率(%) (A)	類似団体平均(円)	増減率(%) (B)	(A)-(B)
H14	5,127,967	30,512	27.3	47,854	11.6	15.7
うち単独分	4,171,772	24,823	18.3	31,392	17.0	1.3
H15	6,948,022	41,067	34.6	38,242	20.1	54.7
うち単独分	4,700,800	27,785	11.9	27,554	12.2	24.1
H16	6,525,462	38,240	6.9	31,764	16.9	10.0
うち単独分	5,237,688	30,693	10.5	22,613	17.9	28.4
H17	6,764,800	39,500	3.3	32,735	3.1	0.2
うち単独分	5,256,276	30,692	0.0	23,112	2.2	2.2
H18	4,647,193	26,872	32.0	30,496	6.8	25.2
うち単独分	4,070,659	23,538	23.3	20,327	12.1	11.2
過去5年間平均	6,002,689	35,238	5.7	36,218	10.5	4.8
うち単独分	4,687,439	27,506	3.8	25,000	11.4	7.6

## 8 財政状況等一覧表

財政状況等一覧表とは、普通会計に加え、企業会計などの特別会計や第三セクター等の経営状況及び財政援助の状況も含めた財政状況を一覧にしたもので、地方公共団体の総合的な財政状況を公表するものです。

### 財政状況等一覧表（平成18年度）

#### 1 一般会計及び特別会計の財政状況（主として普通会計に係るもの）

（百万円）

	歳入	歳出	形式収支	実質収支	地方債現在高	他会計からの繰入金	備考
一般会計	55,359	53,368	1,991	1,984	42,580	218	基金から6百万円繰入
再開発事業会計	681	681	0	0	3,765	467	
普通会計	55,100	53,109	1,991	1,984	45,393	218	基金から6百万円繰入

#### 2 1以外の特別会計の財政状況（公営企業を含む公営事業会計に係るもの）

（百万円，％）

	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	<法適用以外> 形式収支	純損益 (実質収支)	企業債(地方 債)現在高	他会計からの 繰入金	<法適用企業> 経常収支比率	<法適用企業> 不良債務	<法適用企業> 累積欠損金	備考
国民健康保険事業特別会計	14,428	14,317	111	106		2,389				
下水道事業会計(公共下水道事業)	3,549	3,388	161	161	9,266	954				
老人保健医療特別会計	12,195	11,964	231	231		1,017				
介護保険事業特別会計	8,029	7,838	191	190		1,271				
介護サービス事業特別会計	1,185	1,158	26	26	1,520	358				

(注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法を適用している公営企業です。  
2. 法適用企業に係るもの以外のものについては、「総収益」、「総費用」、「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」、「歳出」、「実質収支」を表示しています。  
3. 不良債務及び累積欠損金は、正数で表示しています。

#### 3 関係する一部事務組合等の財政状況

（百万円，％）

	歳入 (総収益)	歳出 (総費用)	<法適用以外> 形式収支	実質収支 (純損益)	地方債(企業 債)現在高	当該団体の負 担金割合	<法適用企業> 経常収支比率	<法適用企業> 不良債務	<法適用企業> 累積欠損金	備考
みじみ衛生組合	1,243	1,119	124	124	563	50.8				
東京たま広域資源循環組合	14,177	13,578	599	599	28,910	3.7				
東京市町村総合事務組合(普通会計)	1,115	1,060	55	55	0	2.6				
東京市町村総合事務組合(交通災害共済事業特別会計)	578	463	115	115	0	0.0				
東京都収益事業組合	4,377	5,462	1,085	1,085	0	0.0				
東京都後期高齢者医療広域連合	0	0	0	0	0	0.0				

#### 4 第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

（百万円）

	経常損益	資本又は 正味財産	当該団体か らの出資金	当該団体か らの補助金	当該団体か らの貸付金	当該団体か らの債務保証に 係る債務残高	当該団体か らの損失補償に 係る債務残高	備考
財団法人三鷹市勤労者福祉サービスセンター	3	355	300	50	0			
財団法人三鷹市芸術文化振興財団	26	544	500	299	0			
財団法人三鷹国際交流協会	22	518	500	42	0			
株式会社まちづくり三鷹	10	363	285	4	0		329	
三鷹市土地開発公社	0	9	5	39	0	12,727		生活再建救済制度特別会計分3,460百万円含む

(注) 損益計算書を作成していない民法法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を記入しています。

#### 5 財政指数

財政力指数	1.266	実質収支比率	5.5
実質公債費比率	12.9	経常収支比率	86.5

(注) 実質公債費比率は、平成19年度の起債協議等手続きにおいて用いる平成16年度から平成18年度までの3か年平均です。

## 9 財務諸表

近年の長期的な不況の下で国・地方を問わず厳しい財政状況が続き、地方債等の長期債務が増大する中で、現金の動きを中心とした現行財務会計制度の問題点として、資産という概念が希薄で、負債と資産のバランスなども見えにくい点が指摘されるようになり、こうした不備を補完する資料として、バランスシートなどの企業会計的手法の活用が注目されるようになりました。

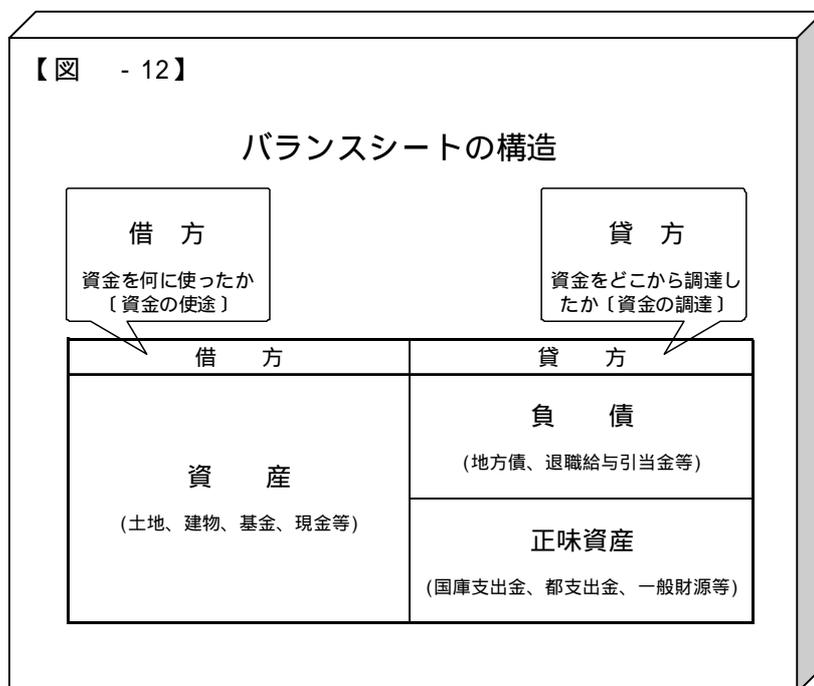
三鷹市においても、総務省の基準によるバランスシート、行政コスト計算書及び連結バランスシート、キャッシュ・フロー計算書などの財務諸表を作成・公表しています。

三鷹市の財務諸表（平成 18 年度）については、その詳細版を別冊資料編に掲載しています。

### (1) バランスシート

#### ア バランスシートとは

バランスシート(貸借対照表)とは、一定の時点において保有するすべての資産、負債等のストックの状況を総括的に表示した報告書です。バランスシートでは、図 - 12 のように、借方(左側)には資産、貸方(右側)には負債と正味資産が表示され、 $資産 = 負債 + 正味資産$ という関係にあります。負債と正味資産は、行政活動に必要な資金がどこからきたか(資金の調達)を、資産はその調達した資金を何に使ったか(資金の用途)を表しています。なお、自治体のバランスシートでは民間企業における「資本」という概念がなく、「正味資産」と表現し、これまでの世代がすでに負担した金額を表しています。また、負債は、これからの世代が今後負担していく金額を表しています。



## イ 普通会計・市全体・連結バランスシート

総務省の基準による、普通会計バランスシート及び普通会計に市の全特別会計<sup>14</sup>を加えた市全体バランスシート、土地開発公社などの出資団体<sup>15</sup>を加えた連結バランスシートの3種類のバランスシートを作成しました。

従来の単年度の決算書では表せなかった、これまでに建設された施設や購入した土地、借入金などの財務情報を、その資金の用途（資産）と資金の調達方法（負債及び正味資産）の両面からとらえた報告書がバランスシートです。

普通会計のバランスシートに4つの特別会計と普通会計から除かれた介護サービス事業勘定を加えたものが市全体バランスシートです。

三鷹市全体で見ると、下水道のインフラ資産の建設に、普通会計以上に地方債を活用した資金調達が行われるため、負債の増加率が資産の増加率を上回っています。

市全体バランスシートに地方自治法上、市が予算の執行に関する調査権等を有する外郭団体（土地開発公社、市が資本金等の1/2以上を出資している法人、株式会社等）を加えたものが連結バランスシートです。広い意味で市全体の財政状況を表したものとなっています。

連結後の資産は2,554億円で、負債が845億円、正味資産が1,709億円となっています。

普通会計と全体のバランスシートを比較することにより、全体の状況の把握が可能になります。資産の倍率が1.10倍であるのに比べ、負債が1.20倍と資産の増加に比べ、負債の増加率が高いことを示しています。これは、三鷹市が全国に先駆けて整備してきた下水道のインフラ資産が143億597万5千円、総資産の5.9%を占めているため、これらのインフラ資産の建設には、普通会計以上に地方債を活用した資金調達が行われ、その結果、負債の増加率が資産の増加率を上回り、これからの世代が負担する比率が、普通会計に比べて高くなることとなります。

連結バランスシートでは、固定負債である地方債のうち、土地開発公社の借入金が92億6,695万4千円で地方債・借入金総額の約14%を占めています。土地開発公社の借入金の管理は、今後の三鷹市の財政運営を考えるうえで非常に重要な課題となっています。

---

<sup>14</sup> 市全体バランスシートにおける特別会計は、国民健康保険事業会計、下水道事業会計、老人医療会計、介護保険事業会計等です。

<sup>15</sup> 連結バランスシートにおける出資団体は、三鷹市土地開発公社、(財)三鷹市芸術文化振興財団、(財)三鷹国際交流協会、(財)三鷹市勤労者福祉サービスセンター、(社福)三鷹市社会福祉事業団、(株)まちづくり三鷹です。

【図 - 13】

## バランスシート（普通会計・市全体・連結）〔平成18年度〕

（平成19年3月31日現在）

（単位：億円）

借 方	普通会計	市全体	連結	貸 方	普通会計	市全体	連結
〔資産の部〕				〔負債の部〕			
1. 固定資産				1. 固定負債			
(1) 有形固定資産	2,044.5	2,227.6	2,325.7	(1) 地方債	415.5	518.3	648.7
(うち土地)	(1,426.7)	(1,449.2)	(1,542.4)	(2) 債務負担行為	0.0	0.0	0.0
(2) 無形固定資産	0.0	8.7	8.8	(3) 退職給与引当金	139.3	147.1	148.5
固定資産合計	2,044.5	2,236.3	2,334.5	(4) その他	0.0	0.0	0.5
2. 投資等				固定負債合計	554.8	665.4	797.7
(1) 投資及び出資金	19.5	19.5	3.7	2. 流動負債			
(2) 貸付金	0.1	0.1	0.1	流動負債合計	38.4	43.5	47.0
(3) 基金	67.5	72.7	75.4	負債合計	593.2	708.9	844.7
(4) 基本財産	0.0	0.0	13.0	〔正味資産の部〕			
投資等合計	87.1	92.3	92.2	正味資産合計	1,604.0	1,706.6	1,709.3
3. 流動資産							
(1) 現金・預金	46.2	53.4	58.3				
(2) 未収金	19.4	33.5	34.2				
(3) その他	0.0	0.0	34.8				
流動資産合計	65.6	86.9	127.3				
資産合計	2,197.2	2,415.5	2,554.0	負債・正味資産合計	2,197.2	2,415.5	2,554.0

【図 - 14】

## 普通会計と市全体・連結バランスシートの数値比較〔平成18年度〕

（単位：千円）

	普通会計 A	市全体 B	倍率 B/A	連結 C	倍率 C/A
資 産	219,718,379	241,547,948	1.10倍	255,399,450	1.16倍
負 債	59,324,084	70,892,298	1.20倍	84,466,063	1.42倍
正味資産	160,394,295	170,655,650	1.06倍	170,933,387	1.07倍

## (2) 行政コスト計算書

バランスシートが一定時点の資産、負債などの状況を表示する報告書であるのに対し、行政コスト計算書（図 - 15）では、当該年度に実施された資産形成につながらない行政活動（人的サービスや給付サービスなど）にかかる費用（コスト）を表示しています。

特徴的なこととして、バランスシートの有形固定資産の割合が低い民生費は、行政コストの面からみると生活保護費など人的・給付サービスの比重が大きいことから、顕著に高い割合を示しています。

【図 - 15】

行政コスト計算書（普通会計）〔平成18年度〕

[行政コスト] (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日) (単位:億円)

	総額	(構成比)	総務費	民生費	衛生費	土木費	教育費	その他
1 人にかかるコスト	105.0	(22.0%)	25.9	32.9	4.9	8.8	26.6	5.9
2 物にかかるコスト	133.0	(27.8%)	33.1	19.0	29.8	19.7	26.7	4.7
3 移転支出的なコスト	227.3	(47.6%)	9.3	162.3	10.5	13.2	7.3	24.7
4 その他のコスト	12.4	(2.6%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	12.4
行政コスト a	477.7		68.3	214.2	45.2	41.7	60.6	47.7
(構成比)			(14.3%)	(44.8%)	(9.5%)	(8.7%)	(12.7%)	(10.0%)

[収入項目]

1 使用料・手数料等 b	23.4		4.0	9.6	4.4	3.8	1.0	0.6
2 国庫(都)支出金 c	94.3		7.9	76.6	4.0	3.0	1.8	1.0
3 一般財源 d	390.2							
収入(b+c+d) e	507.9							
4 正味資産国庫(都)支出金償却額 f	5.7							
5 期首一般財源等	1,366.8							
差引(e+f-a) 一般財源等増減額	35.9							
6 期末一般財源等	1,402.7							

(3) キャッシュ・フロー計算書

ア キャッシュ・フロー計算書とは

キャッシュ・フローとは資金の増加又は減少を意味し、一会計年度中における資金の流れを表示したものをキャッシュ・フロー計算書とといいます。自治体では、従来からキャッシュ・フローを意識した単式簿記を採用しており、既に「歳入歳出決算書」を作成することで、資金収支の増減を把握していますが、さらにこのキャッシュ・フロー計算書を作成することにより、一定の活動区分(行政活動・投資活動・財務活動)における資金調達の源泉とその用途が明確になり、自治体経営に関する新たな情報を得ることができます。

イ 作成上のルール

対象範囲

バランスシートや行政コスト計算書と同じく、普通会計〔平成18年度決算では、一般会計(介護サービスに係る経費を除く。)及び再開発事業特別会計〕を対象として、資金の範囲を歳計現金(一会計年度内における歳入・歳出の純計)、財政調整基金としています。

キャッシュ・フローの活動区分

(ア) 行政活動によるキャッシュ・フロー

行政活動におけるキャッシュ・フローは、経常的に行われる地方公共団体の

行政活動にかかわる資金の流れであり、企業会計での営業活動におけるキャッシュ・フローに相当するものです。

たとえば、収入には税金や使用料及び手数料などが計上され、支出には人件費、委託料や需用費などの物件費、維持補修費などが計上されており、この黒字額が小さい場合には、財政構造が硬直化していると考えられるため、行政活動における支出の削減や収入の確保に努めることが必要になります。

#### (イ) 投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動におけるキャッシュ・フローは、固定資産の取得や処分などの社会資本形成にかかわる資金の流れと、出資や貸付、基金への積立てや他会計への繰出金などの投資にかかわる資金の流れを表しています。

「投資活動によるキャッシュ・フロー」の赤字額を「行政活動によるキャッシュ・フロー」の黒字額の範囲内に抑制することが、健全経営の指標の一つとして考えられます。

#### (ウ) 財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動におけるキャッシュ・フローは、市債の発行による収入と償還金及び支払利子などの支出による資金の流れを表しています。

たとえば、市債の発行額を償還元金及び支払利子などの支出以下に抑制すると、財務活動におけるキャッシュ・フローは赤字になり、後年度負担を軽減することにつながります。一方、大規模な普通建設事業を行うとき、その財源（投資活動によるキャッシュ・フローの財源）として市債の活用を図ると、財務活動におけるキャッシュ・フローは黒字になります。

### ウ キャッシュ・フロー計算書の分析

平成 18 年度決算に基づき作成したキャッシュ・フロー計算書(図 - 16)では、行政活動によるキャッシュ・フローは 135 億 5,892 万円の黒字ですが、投資活動によるキャッシュ・フローは 91 億 6,748 万 1 千円、財務活動によるキャッシュ・フローは 28 億 6,937 万円の赤字となっており、これらの収支をあわせた額は 13 億 2,206 万 9 千円の黒字となり、前年度と比較すると 11 億 7,992 万 5 千円の増となっています。この要因は、主に の行政活動の税金（市税）が増になったことや、の投資活動において、財政調整基金と健康福祉基金について、積立てのみを行ったこと、有形固定資産の取得による支出が減となったことなどによるものです。

【図 - 16】

三鷹市のキャッシュ・フロー計算書〔平成18年度〕  
 (平成18年4月1日～平成19年3月31日)

(単位 千円)

区 分	
行政活動によるキャッシュ・フロー	
1 税金	33,956,016
2 地方譲与税及び交付金収入	5,194,994
3 国庫及び都支出金による収入	9,294,150
4 使用料及び手数料による収入	1,123,918
5 分担金・負担金・寄附金による収入	380,903
6 諸収入	324,043
7 人件費による支出	10,597,307
8 物件費による支出	9,285,860
9 維持補修費による支出	295,799
10 扶助費による支出	10,022,647
11 補助費等による支出	6,713,491
<b>行政活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>13,358,920</b>
投資活動によるキャッシュ・フロー	
1 国庫及び都道府県支出金による収入	776,855
2 財産の売却・運用による収入	300,652
3 貸付金回収による収入	16,802
4 他会計・基金からの繰入による収入	224,247
5 有形固定資産の取得による支出	4,197,015
6 災害復旧による支出	0
7 貸付金の貸付による支出	16,500
8 投資及び出資による支出	0
9 基金への積立による支出	282,718
10 他会計・定額運用基金への繰出による支出	5,989,804
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>9,167,481</b>
財務活動によるキャッシュ・フロー	
1 地方債の発行による収入	1,924,600
2 地方債の償還による支出	3,792,312
3 支払利子及び公債諸費による支出	1,001,658
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>2,869,370</b>
現金及び現金同等物の増減額(～の増減)	1,322,069
現金及び現金同等物の繰越残高	3,302,544
現金及び現金同等物の年度末残高	4,624,613
	(内訳)
	財政調整基金
	2,633,798
	歳計現金
	1,990,815

## 10 「三位一体の改革」の影響等

地方分権を一層進めるために、国庫補助負担金の改革、国から地方への税源移譲、地方交付税改革という3つの改革を一体的に推進する「三位一体の改革」<sup>16</sup>は、平成19年度における所得税から個人住民税への税源移譲を除き、平成18年度をもって3年間にわたる取り組みが終了しました。

市立保育所運営費国庫負担金などが廃止された平成16年度決算においては、国庫補助負担金等の削減と所得譲与税との差額は、1億5,036万8千円のマイナスとなりました。また、老人保護費負担金などが廃止された平成17年度決算においては、国庫補助負担金等の削減と所得譲与税の増額分との差額は、1億9,789万1千円のプラスとなりました。平成18年度においては、児童扶養手当負担金や児童手当負担金などが負担率変更又は一部廃止になる一方、暫定的な税源移譲措置としての所得譲与税の譲与が引き続き行われました。三鷹市の平成18年度決算における国庫補助負担金等の削減と所得譲与税の増額分との差額は、1億8,168万1千円のマイナスとなります（次ページの表参照）。

このように「三位一体の改革」3年間の三鷹市への影響額の合計は、1億3,415万8千円のマイナスとなっています。

さらに平成19年度からは、暫定措置である所得譲与税に替わり、国税である所得税から地方税である住民税への税源移譲が行われています。個人住民税の税率を10%フラット化することにより、地方全体では3兆円規模の増収となりますが、個人住民税所得割の平均税率が全国平均を上回る三鷹市においては、わずか2億1,590万円の増収見込みにとどまっています。このことから国庫補助負担金等の削減影響額8億6,513万3千円の減収を大きく受け、差し引きで6億4,923万3千円のマイナスと見込まれています。

真の地方分権を実現するためには、平成12年の第1次分権改革で「未完」に終わった地方税財源の充実確保を図り、自治体の財政面の自由度を高めることが必要であり、言い換えれば、第1次分権改革が提起した自己決定・自己責任の原理を、行政面のみならず財政面の領域にまで推し広げていくことが求められています。

「三位一体の改革」後の第二期分権改革を推進するため、平成18年12月に「地方分権改革推進法」が成立、平成19年4月には地方分権改革推進委員会が発足し、国から地方への権限移譲や国と地方との税財源配分等の在り方などについて検討が始められました。三鷹市としても、自治基本条例で掲げた、基礎自治体である市町村優先の原則に基づき、財政面を含めた国や東京都との適切な政府間関係の確立を図るために、この第二期分権改革を積極的に推進すべきであるという立場に立っています。しかし、その過程において、多額の財源不足が生じることとなる自治体に対しては、制度的な配慮が求められることから、今後も引き続き、地方交付税による財政調整が及ばない不交付団体の立場から適正な対応が図られるように積極的な運動を行っていきます。

<sup>16</sup> 平成12年4月から施行された「地方分権一括法」による分権改革は、国と地方自治体、都道府県と市町村との対等・協力関係を構築しようとするものでしたが、ここでは国から地方への税財源の移譲という課題については、踏み込むことができませんでした。その後、平成13年6月の地方分権推進委員会「最終報告」において、今後の第2次分権改革では、地方税源の充実とこれに対応する国庫補助負担金、地方交付税等の改革の重要性が指摘され、平成14年6月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」で、「三位一体の改革」が政府方針として初めて明示されました。さらに、平成15年6月の「基本方針2003」で、平成18年度までの具体的な改革工程が盛り込まれることとなりました。

「三位一体の改革」の三鷹市への影響

(単位：千円)

国庫・都補助負担金	平成16年度 決算額	平成17年度 決算額	平成18年度 決算額	合計
市立保育所運営費負担金(国庫)	244,248			244,248
市立保育所運営費負担金(都)	122,124			122,124
児童扶養手当事務費委託金	1,332			1,332
児童手当支給事務費委託金	11,695			11,695
休日急病診療事業費補助金	5,195			5,195
地域学習活動活性化支援事業費補助金	8,947			8,947
国民健康保険療養給付費等事務費負担金	1,304			1,304
要介護認定事務費等交付金	42,763			42,763
老人保護費負担金(国庫)		53,131		53,131
老人保護費負担金(都)		4,395		4,395
母子保健衛生費負担金(国庫)		1,499		1,499
母子保健事業費負担金(都)		1,499		1,499
就学援助費補助金		7,143		7,143
準要保護児童生徒学校給食費補助金		7,989		7,989
要保護準要保護児童生徒医療費補助金		366		366
特殊教育設備整備費補助金		950		950
身体障害者等緊急通報システム事業費補助金		296		296
高齢者緊急通報システム事業費補助金		626		626
介護予防・地域支え合い事業補助金		11,101		11,101
保育所運営費補助金		29,367		29,367
次世代育成支援対策交付金			10,900	10,900
次世代育成支援対策設備整備交付金			28,595	28,595
児童扶養手当負担金			157,552	157,552
児童手当負担金(国庫)			138,716	138,716
児童手当負担金(都)			69,358	69,358
農業委員会交付金			507	507
公営住宅等家賃対策補助金			42,251	42,251
計	437,608	118,362	309,163	865,133
所得譲与税譲与額	287,240	316,253	127,482	730,975
差引影響額(A+B)	150,368	197,891	181,681	134,158
税源移譲額(平成19年度予算額)				215,900
差引影響額(A+D)				649,233

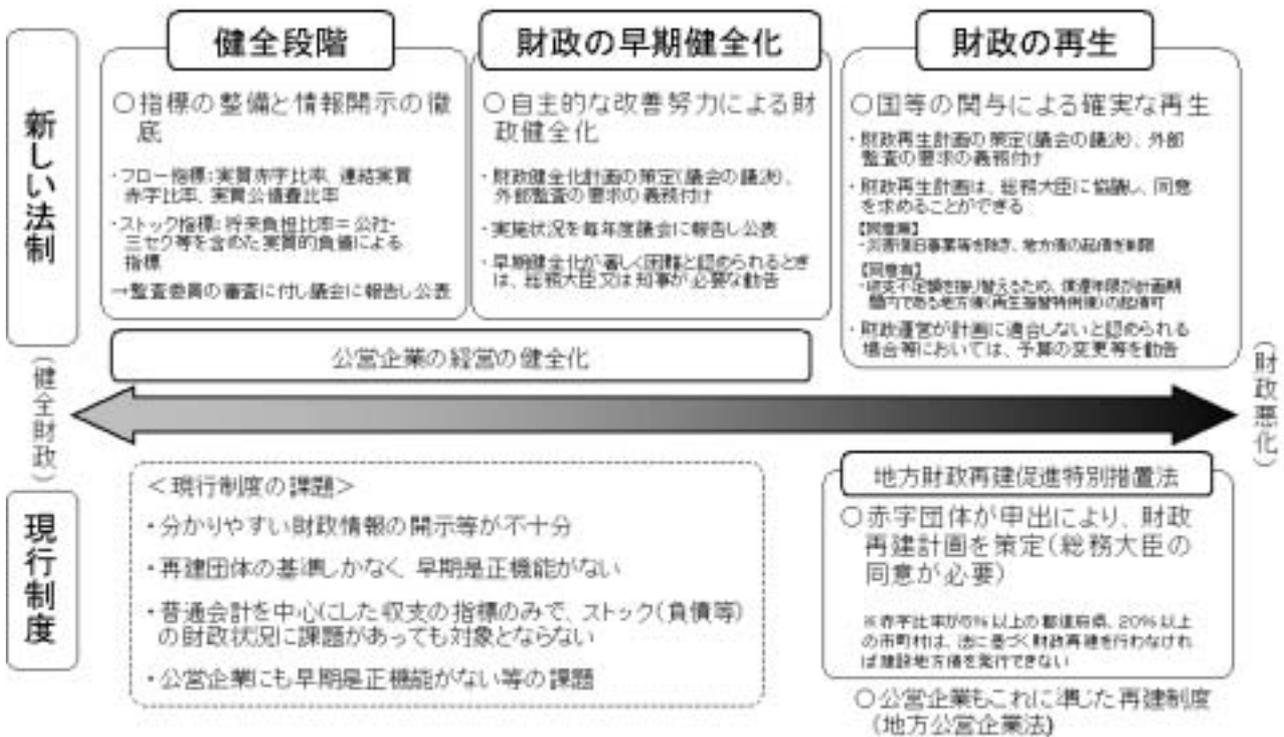
## 11 地方公共団体財政健全化法

地方分権の推進を図る中で、自主性の拡大を目指す一方、自治体経営の自己責任がより強く求められることとなります。平成19年6月に成立した「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(以下「財政健全化法」)では、財政状況を診断する4つの健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)を用いながら、財政の健全度を測るものとされました。その特徴点として、指標の公表を義務付けられたことが挙げられます。

自治体の長は、毎年度、4つの指標と、その算定の基礎となる事項を記載した書類を、監査委員の審査に付します。その上で、監査委員の意見を付けて議会に報告し、住民に公表します。あわせて、都道府県知事にも報告を行います。従来も、決算の手續が法令により定められており、三鷹市もそれに則して対応してきましたが、この財政健全化法では、特に入念に指標の公表等が定められたことが特徴となっています。

### 地方公共団体の財政の健全化に関する法律について

(指標の公表は平成19年度決算から、財政健全化計画の策定の義務付け等は平成20年度決算から適用)



(総務省ホームページより)

財政健全化法では、4つの指標に「早期健全化基準」と「財政再生基準」が設けられました。「財政再生基準」のレベルに至ると、いわゆる「財政破たん」の状況とされ、国等の強い関与を受けながら財政の再建を図ることとなります。しかし、「財政破たん」の前の段階といえる「早期健全化基準」では、議会の議決を受ける「財政健全化計画」を定めて、自主的な改善努力による財政健全化を図ることとし、住民のチェックの下、責任ある自治体経営を行うという地方自治本来のあり方を尊重した仕組みとされました。

た。なお、指標の公表は平成 19 年度決算から、財政健全化計画の策定の義務付け等は平成 20 年度決算から、適用となります。

三鷹市は、従来から「市民にとってわかりやすく」を基本に、財政状況の情報公開、情報提供に極力努めてきました。三鷹市では、財政健全化法に定める「基準」に至る財政状況ではありませんが、「三鷹市自治基本条例」に定める自治体経営の趣旨に従い、財政状況をはじめとして適切な情報公開、情報提供を行いながら、健全な自治体経営を進めていきます。

